

偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況(平成17年12月末)

この取りまとめ表は各金融機関の平成17年12月末時点での状況をアンケート形式により調査し、集計したものである。

[調査対象]

- ・キャッシュカードを発行している預金取扱金融機関(表: I [①、②]、II [①]、III、IV [①、③、④、⑤、⑥、⑦])
- ・ATMを保有している預金取扱金融機関(表: II [②]、IV [②])

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行は地方銀行に、奈良銀行は第二地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、新たな形態の銀行、外国銀行を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・「予定」のうち「法施行」とは「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の施行(平成18年2月10日)を指す。
- ・「予定」のうち「法施行後」には「18年上期」、「18年以降」と回答した金融機関を含む。

[調査結果]

I. 認証の技術

①ICキャッシュカードの発行状況

業態	対象金融機関数	発行済み	発行予定		小計	(%)
			法施行前	法施行後		
主要行等	12	5	0	4	9	75.0%
地方銀行	65	10	2	31	43	66.2%
第二地方銀行	48	1	1	16	18	37.5%
その他の銀行	9	2	0	0	2	22.2%
信用金庫	294	9	1	37	47	16.0%
信用組合	149	1	0	21	22	14.8%
労働金庫	13	0	0	13	13	100.0%
計	590	28	4	122	154	26.1%

(ICキャッシュカード、対応ATMの普及状況)

業態	対象金融機関数	ICカード		対応ATM		対応店舗	
		枚数(万枚)	割合	台数(台)	割合	店舗数(店)	割合
主要行等	12	325.1	2.9%	8,713	34.6%	4,029	58.6%
地方銀行	65	23.9	0.2%	1,533	4.0%	1,216	6.0%
第二地方銀行	48	0.1	0.0%	107	0.9%	103	1.4%
その他の銀行	9	17.4	5.1%	139	1.3%	112	1.0%
信用金庫	294	1.9	0.0%	471	2.4%	330	2.8%
信用組合	149	1.0	0.2%	56	2.4%	56	2.5%
労働金庫	13	0.0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	590	369.4	1.2%	11,019	9.9%	5,846	9.5%

※対応店舗は対応ATMが1台以上設置されている店舗を指す。

②生体認証の導入状況

(生体認証の方式)

業態	対象金融機関数	導入済み	導入予定		小計	(%)	導入済み、導入予定のうち	
			法施行前	法施行後			手のひら静脈	指静脈
主要行等	12	2	0	3	5	41.7%	1	4
地方銀行	65	5	0	20	25	38.5%	7	12
第二地方銀行	48	0	0	5	5	10.4%	1	4
その他の銀行	9	0	0	0	0	0.0%	0	0
信用金庫	294	7	1	13	21	7.1%	16	4
信用組合	149	1	0	11	12	8.1%	2	4
労働金庫	13	0	0	0	0	0.0%	0	0
計	590	15	1	52	68	11.5%	27	28

II. 情報漏えい防止

①類推されやすい暗証番号の使用防止

業態	対象金融機関数	ATMにおいて類推されやすい暗証番号を個別に検知し変更を誘導する仕組み					預金者に対し生年月日を暗証番号としない旨個別的・具体的・複数回にわたる働きかけ				
		導入済み	導入予定		小計	(%)	実施済み	実施予定		小計	(%)
			法施行前	法施行後				法施行前	法施行後		
主要行等	12	1	0	1	2	16.7%	3	0	2	5	41.7%
地方銀行	65	20	4	10	34	52.3%	15	3	8	26	40.0%
第二地方銀行	48	8	8	6	22	45.8%	14	8	2	24	50.0%
その他の銀行	9	1	0	0	1	11.1%	6	0	0	6	66.7%
信用金庫	294	175	25	14	214	72.8%	109	52	11	172	58.5%
信用組合	149	1	0	2	3	2.0%	35	57	13	105	70.5%
労働金庫	13	0	0	0	0	0.0%	5	3	1	9	69.2%
計	590	206	37	33	276	46.8%	187	123	37	347	58.8%

②ATM画面覗き見防止策

業態	対象金融機関数	覗き見防止フィルムの貼り付け					後方確認ミラーの設置				
		実施済み	一部実施済み	実施予定	小計	(%)	実施済み	一部実施済み	実施予定	小計	(%)
主要行等	11	7	2	0	9	81.8%	11	0	0	11	100.0%
地方銀行	65	49	16	0	65	100.0%	54	11	0	65	100.0%
第二地方銀行	48	27	18	0	45	93.8%	41	4	0	45	93.8%
その他の銀行	4	4	0	0	4	100.0%	3	1	0	4	100.0%
信用金庫	294	193	81	2	276	93.9%	241	33	3	277	94.2%
信用組合	147	95	18	1	114	77.6%	118	6	1	125	85.0%
労働金庫	13	9	4	0	13	100.0%	10	2	1	13	100.0%
計	582	384	139	3	526	90.4%	478	57	5	540	92.8%

Ⅲ. 異常取引検知

異常取引検知システムの導入

業態	対象金融機関数	導入済み	導入予定		小計	(%)
			法施行前	法施行後		
主要行等	12	5	1	3	9	75.0%
地方銀行	65	41	7	8	56	86.2%
第二地方銀行	48	24	2	5	31	64.6%
その他の銀行	9	2	1	0	3	33.3%
信用金庫	294	190	29	12	231	78.6%
信用組合	149	56	11	8	75	50.3%
労働金庫	13	1	0	12	13	100.0%
計	590	319	51	48	418	70.8%

Ⅳ. その他

①キャッシュカード利用限度額の任意設定機能

業態	対象金融機関数	有り	(%)
主要行等	12	11	91.7%
地方銀行	65	61	93.8%
第二地方銀行	48	44	91.7%
その他の銀行	9	5	55.6%
信用金庫	294	247	84.0%
信用組合	149	110	73.8%
労働金庫	13	13	100.0%
計	590	491	83.2%

②ATMコーナーの防犯体制

業態	防犯ビデオカメラ映像の保存期間			ジャーナルの保存期間		
	対象金融機関数	3ヶ月以上	(%)	対象金融機関数	1年以上	(%)
主要行等	11	8	72.7%	11	11	100.0%
地方銀行	63	50	79.4%	65	64	98.5%
第二地方銀行	46	39	84.8%	48	46	95.8%
その他の銀行	4	3	75.0%	4	4	100.0%
信用金庫	279	241	86.4%	294	265	90.1%
信用組合	131	98	74.8%	147	134	91.2%
労働金庫	13	11	84.6%	13	13	100.0%
計	547	450	82.3%	582	537	92.3%

※動画又はコマ撮りで撮影するカメラを設置している金融機関が対象。

③預金者保護法を踏まえた約款の改定状況

業態	対象金融機関数	改定状況				改定の顧客への周知方法(複数回答)				
		済み	予定		小計	(%)	個別通知	店頭表示	HP掲載	その他
			法施行前	法施行後						
主要行等	11	8	3	0	11	100.0%	2	8	11	2
地方銀行	65	52	13	0	65	100.0%	5	50	57	21
第二地方銀行	48	12	36	0	48	100.0%	4	45	46	18
その他の銀行	9	4	5	0	9	100.0%	4	5	7	1
信用金庫	294	12	282	0	294	100.0%	49	259	223	62
信用組合	149	19	130	0	149	100.0%	51	123	69	22
労働金庫	13	9	4	0	13	100.0%	3	11	9	5
計	589	116	473	0	589	100.0%	118	501	422	131

※業務の特性により改定を行わない金融機関を除く。

④出金停止対応窓口

業態	対象金融機関数	24時間対応	出金可能時間中の対応	小計	(%)
主要行等	12	6	5	11	91.7%
地方銀行	65	39	26	65	100.0%
第二地方銀行	48	38	10	48	100.0%
その他の銀行	9	7	0	7	77.8%
信用金庫	294	98	191	289	98.3%
信用組合	149	9	125	134	89.9%
労働金庫	13	2	11	13	100.0%
計	590	199	368	567	96.1%

⑤被害者への対応マニュアル制定状況

業態	対象金融機関数	制定済み	制定予定		小計	(%)
			法施行前	法施行後		
主要行等	12	11	1	0	12	100.0%
地方銀行	65	51	11	0	62	95.4%
第二地方銀行	48	23	15	2	40	83.3%
その他の銀行	9	6	1	0	7	77.8%
信用金庫	294	60	91	22	173	58.8%
信用組合	149	15	8	7	30	20.1%
労働金庫	13	9	4	0	13	100.0%
計	590	175	131	31	337	57.1%

⑥被害補償に係る専門窓口の設置状況

業態	対象金融機関数	設置済み	設置予定		小計	(%)
			法施行前	法施行後		
主要行等	12	10	1	0	11	91.7%
地方銀行	65	52	0	0	52	80.0%
第二地方銀行	48	34	9	0	43	89.6%
その他の銀行	9	5	0	0	5	55.6%
信用金庫	294	134	39	8	181	61.6%
信用組合	149	49	3	1	53	35.6%
労働金庫	13	11	2	0	13	100.0%
計	590	295	54	9	358	60.7%

⑦内部監査におけるFISC「安全対策基準」(※)への適合性の確認

業態	対象金融機関数	実施済み	(%)
主要行等	12	6	50.0%
地方銀行	65	31	47.7%
第二地方銀行	48	26	54.2%
その他の銀行	9	6	66.7%
信用金庫	294	37	12.6%
信用組合	149	4	2.7%
労働金庫	13	6	46.2%
計	590	116	19.7%

※財団法人金融情報システムセンター「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」